

消防だより

令和6年（2024年）
11月末現在の出動件数

有田川町消防本部	火災	6件
吉備金屋消防署	救急	1268件
清水消防署	救助	17件

令和6年度全国統一防火標語 「守りたい 未来があるから 火の用心」

住宅用火災警報器が火災を防ぐ

皆さまは、住宅用火災警報器を設置していますか？また、設置していても正常に作動するか定期的に点検していますか？先日、有田川町内において住宅用火災警報器を設置していたことにより、大切な命と財産を守ることであった奏功事例がありましたので紹介します。皆さまも今一度、住宅用火災警報器の設置、維持管理ができていますか確認しましょう。

・事例／台所で鍋を火にかけたままにしてその場を離れてしまい、住宅用火災警報器が鳴動し、家人が警報音に気付いたことにより、火災を未然に防ぐことができました。

住警器設置で安全な暮らし



文化財防火デー

昭和24年（1949年）1月26日に奈良県斑鳩町の法隆寺金堂から出火し、国宝の十二面壁画の大半が焼損したことから、1月26日を「文化財防火デー」と定め、毎年全国的に文化財防火運動を展開し、文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。文化財の周囲では、たき火、喫煙はしないように、また周辺には燃えやすい物を置いたり、ごみなどを捨てたりせず、地域の歴史と財産を守っていきましょう。

消防署・消防団合同訓練

- 1月26日（日）に消防署・消防団合同訓練を実施します。
- 御霊神社（庄32番地）
 - 消防署・吉備支団第1・4分団
 - 吉祥寺薬師堂（粟生285番地）
 - 消防署・清水支団第8分団

野焼きは禁止です

毎年、野焼きが原因による火災が発生しています。風の強い日に野焼きをしたため火の粉が飛んで火災になってしまったものや、たき火、ごみの焼却などさまざまな原因があります。有田川町では、空気が乾燥し風が強いこの時期、暖をとるたき火やごみの焼却による野焼きが原因で、下草や田畑が燃える火災が発生しています。日常の少しばかりのごみと思っても、ドラム缶やブロック囲いで焼却することは法律で禁止されています。

※農林業を営むために、やむを得ず稲わら、剪定・伐採した枝などを焼却することは例外として認められることがあります。

消防水利付近での駐車禁止

火災が発生した際、消火栓や防火水槽の水を使用し消火活動を行います。消火栓や防火水槽は道路脇や歩道上に設置していることが多く、消火栓や防火水槽の付近に駐車されていると、水を使用することができなくなり、消火活動に大きな支障をきたします。絶対的に駐車はしないでください。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

病院の案内

「救急車を利用するほどではないけど、受診できる病院がわからない」という方に、受診可能な医療機関を案内しています。

- 和歌山医療情報ネット
スマートフォンやパソコンなどで「わかやま医療情報ネット」と検索する。
- 救急医療情報センター ☎ 073-426-1199（24時間対応）
- こども救急相談ダイヤル（平日19時～翌朝9時、土日祝9時～翌朝9時）
☎ # 8000（プッシュ回線・携帯電話） ☎ 073-431-8000（ダイヤル回線・IP電話）

